

## 流山市空家等対策協議会設置要領

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、流山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)空家等対策計画の作成及び変更に関すること
- (2)空家等対策計画の実施等に係る次に掲げる事項に関すること
  - ア 特定空家等の判断に関すること
  - イ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること
  - ウ 特定空家等に対する措置の方針に関すること
- (3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第4条 協議会は、市長のほか、別表に挙げる委員8人以内で組織する。

2 市長は、協議事項の具体的内容に応じて、前項に掲げる以外の者を委員に加えることができる。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長の任期は、委員の任期による。
- 5 会長は、協議会を総理し、協議会の代表となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。ただし、会長が指名したものを議長とすることができる。
- 3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見又は説明を述べさせることができる。

(守秘義務)

第7条 協議会の委員及び会議に出席を求められた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、空家等対策主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 2 なお、協議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

委員(市長が必要と認める委員)
大学教授・教員等
弁護士
土地家屋調査士
宅地建物取引業者
建築士
警察職員
社会福祉士の資格を有して地域の福祉に携わる者